

第6期 雲南市農業委員会第23回総会議事録

1. 日 時 令和元年5月21日(火) 13:30~14:30

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員(17名)

1番 錦織邦男	2番 高田 耕	3番 竹内 勉	4番 奥田 武
5番 神田邦昭	6番 小山益男	7番 山本裕子	8番 吉廣丈晴
9番 佐藤博子	10番 三原治雄	12番 高橋美佐子	13番 橋本 博
14番 三島輝昭	16番 嘉本輝雄	17番 山本博子	18番 内部武雄
19番 加藤一郎			

4. 欠席委員(2名) 11番 吾郷正司 15番 柳原昌広

5. 事務局又は説明者 事務局長 奥井健次 統括主幹 白築 香 主 幹 土江慶彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第153号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について
- ・議第154号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第155号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段の面積)」の設定について
- ・議第156号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第157号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第158号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第159号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。委員の皆様、ご起立ください。一同互礼。ご着席ください。
議 長	ただ今の出席委員は、17名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第23回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>日程第1．議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、9番佐藤博子委員、10番三原治雄委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>日程第2．諸報告を行います。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第4条の規定による許可指令書の取消願について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）について ・田畑転換届出について ・公共工事の施工に伴う廃土処理に係る届出書について ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書について ・会議等の報告事項について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3．議案の上程を行います。それでは最初に、「議第153号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書6ページをご覧ください。「議第153号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」であります。</p> <p>現在、雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員には、4町からお出かけいただいております。任期は、令和元年6月13日までとなっております。</p> <p>今後の任期は、令和元年6月14日から令和2年6月13日までの1か年です。現在の委員は、大東町が山本裕子委員、加茂町が嘉本輝雄委員、木次町が山本博子委員、三刀屋町が柳原昌広委員です。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
3 番	<p>3 番竹内です。議第153号は、人事案件でございます。</p> <p>先日、運営委員会で協議をいたしまして、これまでも任期期間中は特別の理由がない限りは引き続きお願いする形を取っているところでありますので、先程、事務局から現在の委員さんの名前が読み上げられましたが、引き続きお務めいただければと思います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに運営委員長から説明・提案がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。これは人事案件でございますので討論を省略いたします。</p> <p>お諮りいたします。「議第153号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」は、現在の委員の、大東町は山本裕子委員、加茂町は嘉本輝雄委員、木次町は山本博子委員、三刀屋町は柳原昌広委員を留任として選出したいと考えます。提案のとおり留任とし、選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、「議第153号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」は、提案のとおり留任とし、選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第154号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページ「議第154号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」を説明します。8ページをご覧ください。図面は最初のページから掲載しています。</p> <p>今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇、〇〇町〇〇地区です。</p> <p>申請番号1番～2番、〇〇町〇〇地区については、地目は田が2筆で関係者は1名で面積は3, 114. 00㎡です。令和元年5月9日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号3番～25番、〇〇町〇〇地区については、地目 田15筆、畑8筆の合計23筆、関係者は9名で合計面積は13, 208. 00㎡です。申請番号3番～10番、14番～25番は平成31年4月9日に、申請番号11番～13番は平成31年4月11日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>すべての地区の合計は、地目が田17筆、畑8筆の合計25筆、関係者は10名で合計面積は16, 322. 00㎡です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第154号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、「議第154号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第155号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段の面積)」の設定について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書11ページ「議第155号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段の面積)」の設定について」説明します。</p> <p>議案書12ページをご覧ください。資料は10ページからとなります。</p> <p>議案上程の理由は、空き家付き農地について、指定追加及び指定解除の事案が発生したためです。これにより、空き家付き農地の筆数は変更前の12物件41筆から11物件35筆に変更となります。対象地の位置や現況、一覧はお手元の資料をご覧ください。したがって、議案書12ページの別表2「農地法施行規則第17条第2項の適用」について、新たに〇〇町〇〇△△-△を加え、〇〇町〇〇△△-△・△△-△・△△-△・△△-△、〇〇町〇〇△△-△・△△-△・△△-△を削除するものです。承認を得ることができましたら、本日付け告示といたします。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願いたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第155号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積（別段の面積）」の設定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、「議第155号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積（別段の面積）」の設定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第156号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページ「議第156号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。今回は2件の申請が出ております。</p> <p>議案書14ページをご覧ください。資料は15ページからとなります。</p> <p>申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目は登記簿現況ともに畑が1筆、田が1筆で合計面積は977㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇区の□□□□さん外1名です。申請事由は「遠方に居住しており管理ができない為。」ということです。譲受人は、〇〇市〇〇町の△△△△さん。申請事由は「農地付き空き家制度を利用する為」ということです。土地代は10アールあたり6,600円と76,000円。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号2番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で、面積は330㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんです。申請事由は「遠方に居住しており、耕作が困難なため。」ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は無償。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>以上について、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
2 番	<p>2番〇〇です。申請番号1番の譲渡人の住所で、〇〇となっているが、〇〇さんは、〇〇市〇〇だったと思うが、代表番地で記載してあると考えていいでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局の見解はどうか。代表が□□さんということでもいいか。</p>
事務局	<p>〇〇委員のおっしゃられるとおり、代表の□□さんの住所は〇〇市〇〇区です。一方、〇〇さんの住所につきましては、〇〇市〇〇町に住んでおられまして、代表の□□さんの住所の方を記載しております。</p>
議 長	<p>ほかに、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第156号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、「議第156号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第157号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページ、「議第157号 農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。16ページをご覧ください。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>図面は、21ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は15.00㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑2棟を移転されます。転用理由は「現在の墓地が遠方の急峻な山中にあり維持管理が困難なため、申請地に移転したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。</p> <p>許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田、現況畑で申請面積は10.00㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を移転されます。</p> <p>転用理由は「現在の墓地は急な参道の先にあり管理や参拝ができないため、申請地に移転したい」とのことです。第3種農地で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の「第一種住居区域」に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田、現況道路で申請面積は51.00㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は道路拡幅で道路を整備されます。</p> <p>転用理由は「住宅地へ通行するための道路を整備したい」とのことです。</p> <p>始末書が出されており「農地法の認識不足から昭和47年7月頃に当該申請地を道路として整備してしまった」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田、現況道路で申請面積は34.00㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は道路拡幅で道路を整備されます。</p> <p>転用理由は「住宅地へ通行するための道路を整備したい」とのことです。</p> <p>始末書が出されており「農地法の認識不足から昭和47年7月頃に当該申請地を道路として整備してしまった」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△ほか1筆。地目はいずれも登記簿・現況ともに畑で申請面積は15.00㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑2棟を移転されます。</p> <p>転用理由は「現在の墓地は他人の所有地にあり、また急な参道の先にあつて管理や参拝が不便なため、管理している分家墓地もあわせて申請地に移転したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>1 3 番</p>	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>1 3 番〇〇です。申請番号3番4番ともに始末書ということで、最初に、申請番号3番について、始末書を読み上げたいと思います。</p> <p>昭和47年7月頃、自宅への進入道路が狭いので、車を入れられるように関係者と相談し、道路を拡幅をしました。今後、農地法を遵守し十分に確認することといたしますので、ご承認をいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>平成31年4月24日付けで、〇〇さんから出ています。</p> <p>申請番号4番の〇〇さんの方も出ておりまして、同じく昭和47年7月頃、田の進入道路が狭く農作業が不便でしたので、関係者と相談し道路を拡幅をしました。今後、農地法を遵守し十分に確認することといたしますので、ご承認をいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>平成31年4月26日付けで、〇〇〇〇さんから出ています。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に補足説明はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました但、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第157号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、「議第157号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	次に、「議第158号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書18ページ「議第158号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>今回3件の申請が出ております。議案書19ページをご覧ください。資料は39ページからとなります。</p> <p>申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で、面積は139㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇区の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の有限会社□□□□代表取締役□□□□さんです。</p> <p>転用目的は、駐車場で、駐車場6台分を整備されます。転用事由は「申請地を来客用の駐車スペースとして利用する。」ということです。</p> <p>土地代は10アールあたり10,072千円。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の「第一種住居地域」に指定されており、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号2番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で、面積は412㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、居宅1棟86.12㎡を整備されます。転用理由は「家族も増え狭くなり住宅を建築する。」ということです。土地代は無償。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農用地区域外で農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号3番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田、現況畑で、面積は1,150㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、譲受人は〇〇市〇〇区の△△教会代表役員△△△△さんです。</p> <p>転用目的は、駐車場で、大型バス用2台、普通車用21台分を整備されます。転用理由は「近隣に教会があり、参拝者の為の駐車場として利用したい。」ということです。</p> <p>土地代は、10アールあたり8,696千円。確認は〇〇委員さんと〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の「第一種低層住居専用地域」に指定されており、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>以上3件について、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。1,000㎡を超えているので説明願います。

発信者	議 事 録 要 旨
13番	<p>13番〇〇です。申請番号3番の駐車場の件ですけれども、1,000㎡を超えておりますので、確認をしておりますが、ここは元々田ということでしたけれども、団地の造成とともに、そこも造成されたようできて、現況畑ということで現状はなっておりますが、また近年所有者の方も代わりまして先代の方が亡くなられて、〇〇さんという方が相続されたということで、△△さんの方へ譲られたということで、報告します。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第158号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、「議第158号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第159号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書21ページ「議第159号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。</p> <p>今回は設定件数19件。内訳は〇〇町18件、〇〇町1件となります。借り受け戸数は4戸となっております。</p> <p>中間管理機構が借り受けるものは、議案書23ページの番号3番から28ページの番号18番までとなります。転貸予定先は「農事組合法人〇〇」さんです。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこと</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>とします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する 申請番号 19 番の案件がございますので、協議の際にご配慮ください。</p> <p>14時20分まで、暫時休憩とします。よろしくお願ひします。</p> <p>・・・ (休憩) ・・・</p> <p>(協議：加茂町、吉田町 【無・・・大東町、木次町、三刀屋町、掛合町】)</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。</p> <p>最初に、「議事参与の制限」に該当する案件である申請番号 19 番を除く案件について各町より発表していただきます。〇〇町より発表願ひます。</p>
16番	<p>16番〇〇です。〇〇町 18 件ありますが、1 件だけ再設定がありますが、いずれも妥当と判断いたしましたので、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、〇〇町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第 159 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号 19 番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第 159 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号 19 番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として、市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議事参与の制限」に該当する申請番号 19 番の案件についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第 10 条「議事参与の制限」により、1 番 〇〇委員には、ご退席願ひます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	(〇〇委員 退席)
議 長	それでは、申請番号19番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を発表させていただきます。〇〇町の方お願いいたします。
3 番	3番〇〇です。この19番の案件は再設定ということですが、この所有者の方はご高齢で、□□の住所になっていますけれども施設の方に入っておられまして、農地をたくさん持っておられる方でして、後継者がいないお方でして、いろんな人が田や畑を担い手として受けてやっておられる状況でございます。ここには畑の方を2筆ですが、引き続き〇〇さんがお世話をします。ということでございまして、むしろ感謝を申し上げるところでございます。以上でございます。
議 長	ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。
1 8 番	18番〇〇です。前に農業委員会で視察に行ったところか。
3 番	開発ですね、開発の畑です。タバコとかいろいろあったが、今はいろんな方が入っているものに変わった。
1 8 番	あの乾燥場はどうなったか。
3 番	乾燥場は使っておりますよ。唐辛子とか藁とかあのしめ縄の、いろんなものに使っております。
議 長	他に質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第159号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号19番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、「議第159号 農業経営基盤強化促進法に基づく農

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	土地利用集積計画の承認について」申請番号19番の案件については、申請のとおり妥当として、市長に報告することに決定いたしました。
議 長	1番〇〇委員にはご着席願います。 (〇〇委員 着席)
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。
事務局	ご起立下さい。一同互礼。ご着席ください。
事務局	<p>※その他事項について</p> <p>(1) 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</p> <p>(2) 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</p> <p>(3) 歓送迎会経費精算について</p> <p>(4) 農地転用目的「貸駐車場」に関する取扱いについて</p> <p>※第24回総会開催日程等について</p> <p>○ 6月の第24回総会は、6月20日(木)午後1時30分より、市役所5階・全員協議会室で開催します。</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員